

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	北海道建築基準法施行条例（平成18年法律第91号）
根拠条項	第4条第1項
許認可等の種類	路地状敷地の例外認定
法令の定め	<p>第4条</p> <p>1 建築物の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合には、その路地状部分の幅員は、その路地上部分の長さに応じて、次の表の数値以下としなければならない。ただし、建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。</p>
審査基準	建築物等の利用形態等により一律の基準設定は、困難である。
標準処理期間	<p>総期間 設定しない 日</p> <p>経由機関 日 (市町村・(総合)振興局)</p> <p>協議機関 日 ()</p> <p>処分機関 日 (建築指導課)</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号：011-204-5578)
申請先等	市町村建築課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号：011-204-5578)
備考	罰則規定 第63条（実体規定違反の場合）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	北海道建築基準法施行条例（昭和35年7月30日北海道条例第33号）
根拠条項	第6条
許認可等の種類	大規模建築物の敷地の接道に関する例外認定
法令の定め	第6条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000㎡を超える建築物の敷地は、道路に6m以上接しなければならない。ただし、建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。
審査基準	建築物等の利用形態等により一律の基準設定は、困難である。
標準処理期間	総期間 設定しない 日 経由機関 日（市町村・（総合）振興局） 協議機関 日（） 処分機関 日（建築指導課）
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
申請先等	市町村建築課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
備考	罰則規定 第63条（実体規定違反の場合）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	北海道建築基準法施行条例（昭和35年7月30日北海道条例第33号）
根拠条項	第23条
許認可等の種類	木造校舎と隣地境界線に関する例外認定
法令の定め	第23条 床面積の合計が1,000㎡を超える木造の学校の校舎の本屋（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）の外壁又はこれらに代わる柱の面と隣地境界線との距離は、4m以上としなければならない。ただし、公園、広場、水面又はその他これらに類するものに面し、知事が防火上支障ないと認めた部分については、この限りでない。
審査基準	建築物等の利用形態等により一律の基準設定は、困難である。
標準処理期間	総期間 設定しない 日 経由機関 日（市町村・（総合）振興局） 協議機関 日（ ） 処分機関 日（建築指導課）
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
申請先等	市町村建築課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
備考	罰則規定 第63条（実体規定違反の場合）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	北海道建築基準法施行条例 (昭和35年7月30日北海道条例第33号)
根拠条項	第33条
許認可等の種類	自動車車庫等の敷地と道路に関する例外認定
法令の定め	第33条 自動車車庫(消防の用に供するものを除く。)又は自動車修理工場の敷地の自動車の出入口は、次の各号のいずれかに該当する箇所に設けてはならない。ただし、自動車車庫又は自動車修理工場の敷地の自動車の出入口で周囲の状況により、知事が安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。 一～三 略
審査基準	建築物等の利用形態等により一律の基準設定は、困難である。
標準処理期間	総期間 設定しない 日 経由機関 日 (市町村・(総合)振興局) 協議機関 日 () 処分機関 日 (建築指導課)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号:011-204-5578)
申請先等	市町村建築課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号:011-204-5578)
備考	罰則規定 第63条(実体規定違反の場合)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	北海道建築基準法施行条例（昭和35年7月30日北海道条例第33号）
根拠条項	第48条
許認可等の種類	興業場等の通路等施設の共用に関する例外認定
法令の定め	第48条 建築物の一部に設ける興業場等については、この節の規定による敷地内の通路、出入口、階段及び廊下は、他の用途に供する部分の状況により、知事が安全上及び衛生上支障がないと認めた場合は、当該部分に共用することができる。
審査基準	建築物等の利用形態等により一律の基準設定は、困難である。
標準処理期間	総期間 設定しない 日 経由機関 日 (市町村・(総合)振興局) 協議機関 日 () 処分機関 日 (建築指導課)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号：011-204-5578)
申請先等	市町村建築課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号：011-204-5578)
備考	罰則規定 第63条（実体規定違反の場合）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	北海道建築基準法施行条例（昭和35年7月30日北海道条例第33号）
根拠条項	第49条第1項、第2項
許認可等の種類	興業場等の制限の一部を緩和する例外認定
法令の定め	第49条 1 この節の規定は、用途又は規模により安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物には、適用しないことができる。 2 第46条又は第47条の規定は、特殊の設計又は設備により安全上支障がないと認める興業場等には、適用しない。
審査基準	建築物等の利用形態等により一律の基準設定は、困難である。
標準処理期間	総期間 設定しない 日 経由機関 日 (市町村・(総合)振興局) 協議機関 日 () 処分機関 日 (建築指導課)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号：011-204-5578)
申請先等	市町村建築課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号：011-204-5578)
備考	罰則規定 第63条（実体規定違反の場合）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	北海道建築基準法施行条例（昭和35年7月30日北海道条例第33号）
根拠条項	第60条の8
許認可等の種類	特別の配慮を要する特殊建築物の制限の一部を緩和する例外認定
法令の定め	第60条の8 第60条の3から前条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に安全上支障がないと知事が認める第60条の2各号に掲げる建築物には、適用しない。
審査基準	建築物等の利用形態等により一律の基準設定は、困難である。
標準処理期間	総期間 設定しない 日 経由機関 日 (市町村・(総合)振興局) 協議機関 日 () 処分機関 日 (建築指導課)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号：011-204-5578)
申請先等	市町村建築課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号：011-204-5578)
備考	罰則規定 第63条（実体規定違反の場合）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	北海道建築基準法施行条例（昭和35年7月30日北海道条例第33号）
根拠条項	第61条
許認可等の種類	仮設建築物に対する制限の緩和の認定
法令の定め	第61条 法第85条第4項の仮設建築物で、消化及び避難に有効な幅員5m以上の空地を周囲に有するものについて、知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、その建築を許可する場合においては、第21条、第40条、第41条、第42条第2項及び第3項、第44条、第46条、第47条並びに第60条の4第3項第二号の規定は、適用しない。
審査基準	建築物等の利用形態等により一律の基準設定は、困難である。
標準処理期間	総期間 設定しない 日 経由機関 日 (市町村・(総合)振興局) 協議機関 日 () 処分機関 日 (建築指導課)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号:011-204-5578)
申請先等	市町村建築課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号:011-204-5578)
備考	罰則規定 第63条 (実体規定違反の場合)